

公 告

このたび、柏崎市の一部を受益地域とする北入第2池地区農用地保全施設整備(防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」)事業を県営土地改良事業(施設更新事業)として施行申請するための市長との協議に当たり、土地改良法第85条の3第4項で準用する同法第85条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該事業計画の概要に意見のある者は、同法第85条の3第4項で準用する同法第85条7項の規定により、令和8年4月14日までにこの公告をした者に意見書を提出することができます。

令和8年3月16日

申請人 柏崎市三和町8番19号
柏崎土地改良区
理事長 五位野 操



- 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画の概要
- 縦覧に供する期間
令和8年3月17日 から 令和8年4月14日まで
- 縦覧に供する場所 柏崎市役所農林水産課ウェブサイト
- 意見書の提出の方法
次のいずれかの方法によってください。
(1) 申請人のいずれかの住所(柏崎土地改良区)に郵送する。
柏崎土地改良区 〒945-0034 柏崎市三和町8番19号
(2) 申請人のいずれかに手交する(柏崎土地改良区に持参する)。
(3) 次の番号にファクシミリで送付する。
柏崎土地改良区 FAX 0257-22-2613
(4) 次の電子メールアドレスに送信する。
sato@kashiwazaki-dokai.jp
- その他

県は計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域振興局において閲覧等により公表するとしています。申請人や県が意見の主旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。なお、公表の際には住所氏名は公表されません。